

平成21年第5回東大和市議会建設環境委員会記録

平成21年6月19日（金曜日）

出席委員（7名）

委員長	中村庄一郎君	副委員長	蜂須賀千雅君
委員	吉野孝君	委員	関野杜成君
委員	押本修君	委員	長瀬りつ君
委員	尾崎信夫君		

欠席委員（なし）

委員外議員（3名）

議長	粕谷洋右君	4番	粕谷久美子君
5番	関田貢君	22番	二宮由子君

議会事務局職員（5名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	桜井輝幸君
議事係長	小島裕治君	主事	新井利恵君
主事	指田弘安君		

出席説明員（4名）

副市長	小飯塚謙一君	建設環境部長	並木俊則君
土木課長	木村哲夫君	都市計画課長	内藤峰雄君

会議に付した案件

- (1) 座席の指定について
- (2) 第39号議案 市道路線の認定について
- (3) 21第1号陳情 ちょこバス運行ルート変更に関する陳情
- (4) 21第2号陳情 芝中住宅を通るちょこバスルート存続に関する陳情
- (5) 21第3号陳情 ちょこバス運行経路修正に関する陳情
- (6) 21第4号陳情 平成19年9月議会で採択された『都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する陳情』の進捗に関する陳情

午前 9時30分 開議

○委員長（中村庄一郎君） ただいまから平成21年第5回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（中村庄一郎君） 初めに、座席の指定について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

座席につきましては、ただいま御着席のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（中村庄一郎君） 次に、第39号議案 市道路線の認定について、本案を議題に供します。

お諮りいたします。

本案につきましては、これより現地視察を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

それでは、これより現地視察を行います。

〔 現地視察 〕

○委員長（中村庄一郎君） 現地視察により路線の状況を確認いたしましたので、これより審査を行います。

第39号議案 市道路線の認定についてを審査いたします。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第39号議案 市道路線の認定について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前 9時52分 休憩

午前10時10分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21第1号陳情 ちょこバス運行ルート変更に関する陳情、21第2号陳情 芝中住宅を通るちょこバスルート存続に関する陳情、21第3号陳情 ちょこバス運行経路修正に関する陳情、以上3件を一括議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（桜井輝幸君） 朗読いたします。

21第1号陳情 ちょこバス運行ルート変更に関する陳情

21第2号陳情 芝中住宅を通るちょこバスルート存続に関する陳情

21第3号陳情 ちょこバス運行経路修正に関する陳情

○委員長（中村庄一郎君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（押本 修君） それでは一つ伺いたいんですけども、今回のちょこバスの運行ルートの変更等に関しては、去年12月に最終報告書をいただいているんですけども、東大和市地域公共交通会議というものを立ち上げて、この中で検討されてきた結果に基づき、今回9月からの変更というふうになっておりますけれども、この公共交通会議ですけれども、どういう性格、どういう位置づけで会議を持たれていたのか、その辺の御説明をいただきたいんですけども、よろしく願いいたします。

○建設環境部長（並木俊則君） 東大和市地域公共交通会議でございますが、この会議につきましては、会議の中には事業者の方、利用者の代表の方——まあ利用者の方ですね、関係機関からなります委員によりまして、コミュニティーバス、当市でいいますとちょこバスの運行に関することを協議する場ということで設置したものでございます。会議の設置、あるいは運営等に関しましては、国土交通省のほうからガイドラインが示されておりまして、市のほうではそのガイドラインに沿いまして会議を設置し、運営してきたところでございます。

このようなコミュニティーバスのルートの件、あるいはその他運行上のことに関しましては、国のほうのガイドラインの中では、その内容について会議のほうで検討したものが次の認可の基礎になるということになっておりまして、当市だけではなく、どこの市町村についても同じでございますが、この地域公共交通会議の内容をもって認可のほうを出すというようなことになっております。

以上でございます。

○委員（押本 修君） 今この会議の結果が次の認可の基礎になるというお話でしたけども、基礎になるその公共交通会議での決定というものが、どの程度尊重といたしますか、どの程度の位置づけで運行経路の変更、もしくは新しいものに対する強い——何て言うんですか、権限を持っているのか、その辺の説明をしていただきたいと思います。

○建設環境部長（並木俊則君） 地域公共交通会議で決まりました内容につきましては、国土交通省の認可の上では基本的にはイコールの内容でないと認可がおりません。そのような形になっております。ですから、地域公共交通会議で最終報告としてまとめたことが、認可の申請にイコールでなければ認可のほうはなかなかおりるものではないということで、地域公共交通会議には国土交通省のほうからも委員さんとして参加していただいておりますので、当然会議の中でのいろんな議論も国の方もすべて承知しているというような形でございます。

以上でございます。

○委員（押本 修君） この会議の決定に関して、後に例えばルートの変更であったりとか、その他会議の決定

に反するような形がとれるのかどうか。それから、とる場合どういう手順があるのか、その辺御説明いただきたいと思います。

○建設環境部長（並木俊則君） 現在、私どもが9月に予定しておりますこの変更ルートの運行、これについては地域公共交通会議にのっとったもので変更申請を準備しているところでございまして、もしその内容を一部でも変更するというふうになれば、すべてが白紙に戻りまして、もう一度最初から地域公共交通会議の設置を、まあ公募等も含めて段階的に設置をし、そこでまた論議をした中で内容を検討していくということになりまして、すべてがゼロからのスタートというような形になります。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 地域公共交通会議の中身なんですけど、ここで陳情の理由の中にも書いてありますように、高齢化が進んでいるという地域ですよ。この会議の中では、こうした議論というのはあったんでしょうか。残すべきだとか、この地域はやはり高齢者が多いからというような議論はあったんでしょうか。

○建設環境部長（並木俊則君） このたびの地域公共交通会議の中ではいろんな話が持たれたところでございまして、当然のごとくこのコミュニティーバス、ちょこバスの性格上、第一義的には交通空白不便地域を解消するという。それと、高齢者の皆様の交通のことを考えるということ。これは平成15年2月にこのちょこバスがスタートしたときの趣旨でございまして、それをずっと継承しているところでございまして、今回の変更ルートにつきましては、経緯としまして市民の方からのいろいろな意見、それと市議会特別委員会からの提言等も踏まえまして、拡大ルートをとということで全市的な考えをもってルートの見直しをとというような、そういうような経過がございまして、この地域公共交通会議の中では、そのような提言、市民の方からのいろいろな意見を踏まえまして、拡大ルートということで交通不便地域をなるべく満遍なく空白地域をなくそうということが前提にございました。

また高齢者の方の部分につきましても、いろいろと論議されたところでございまして、やはり全市的な事業ということにとらえますと、この変更ルートのような形になったというところでございます。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 議論があったのかないかちよっとはっきりしないんですが、芝中住宅というのは私の記憶だとすれば、市内でこうした団地ができたのは、ここが最初だったんじゃないかなと思うんですよ。その点では、やはり高齢化が進んでいるという状況は当然この陳情理由の中でも言われているように、そういうのは当然あったんだろうと。しかし、今の地域公共交通会議の中では、こうしたことについての配慮がされたのかということをお尋ねしたんですが、これについてはそうした議論というのがなかったのか、再度聞きます。

○都市計画課長（内藤峰雄君） それでは高齢化率につきまして、少し経年的な変化の数字を紹介しながら説明させていただきますが、まず結論からお答えいたしますと、東大和市内の高齢化というのは全市的に進んでいるということがございまして、ピンポイントでとらえてそこをどうしようかという議論ではなく、先ほど部長からの答弁もございましたが、全市的な考えに立って行ったということでございます。

まず、一つのデータといたしまして、ちょこバスを導入いたしました平成15年の市内の高齢化でございまして、市のほうでは団地単位での高齢化率というデータは持っておりません。町丁目単位になりますが、平成15年1月現在では市内全域で高齢化率、65歳以上の方の占める割合というのが15.56%ございました。その当時、一番高齢化率が高かったのが清原2丁目で36.51%、2番目は清原3丁目で33.83%、当時は芝中団地がござい

まず蔵敷3丁目は13.83%という数字でございました。

それから、地域公共交通会議で検討する際にも地域の高齢化率をデータとしてお出ししました。そのときのデータですが、19年1月1日現在で市内全体では18.94%の高齢化率になっておりました。そのときの一番高齢化率が高かったのが、15年と同様になりますが清原2丁目の44.76%、清原3丁目の39.82%、蔵敷3丁目は23.52%でございました。

それから、一番新しいデータといたしまして、ことし4月1日現在では市内で20.83%という数字でございます。1番目が清原2丁目で47.43%、2番目は清原——今度は1丁目になっております。これは、都営住宅の建て替え等があつて多少変わっていると思いますが42.59%、蔵敷3丁目につきましては26.95%といった数字でございます。

冒頭申し上げましたように、市内全体でこういった状況のある中、第一義的には交通不便地域の解消といったことを目的に、市全体を考えてルートの見直しを検討したということでございます。

ちょっと今手元に何年という詳しい資料はございませんが、団地とした場合、高木都営と東京街道団地のほうが古かつたというふうに記憶しております。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 清原2丁目、3丁目、さらには1丁目というところの高齢化が進んでいるということで、今回の清原のほうには運行ルートとしてそちらが入つたということは大変いいことだと思うんですね。しかし、高齢化が全体的に進んでいるということもありますが、この地域というのは交通の便から考えても、公共交通にしても公共の施設へのルートというのがやはり絶たれているのはこの地域だと思うんですね。そうしたことを考えてみると、ちょこバスが当然そこを網羅しての形でのルートというのが考えられて不思議はなかったのかなど。しかし、そこを完全に外してしまったということが、ちょっと私も地域公共交通会議の中の議論が十分だったのかなというふうに思うんですが。

○建設環境部長（並木俊則君） 先ほども御答弁させていただきましたが、この交通空白不便地域をなるべくなくすということの全体的なとらえ方をいたした中でのルートということで、どうしても条件的に——現在きょうも運行していますバスについては市のバス、所有が3台でございます。この3台を条件とした中での拡大ルートになりますので、どうしても距離数が延びる、地域がふえることによりまして、当然のごとく本数が少なくなり、1回に回る時間も多くなるという結論に達します。その中で、やはりこの東大和市の全域をなるべく大きく回りながらとらえるにはということのルートでは、現時点での条件としましては、道路の事情もございまして、今回会議のほうで結論づけました2ルートになりますが、朝晩ルートと昼間ルートというような、これもバスにとってはなかなか難しいルートという部分がございますが、そのような策も講じたところがございます。

また、芝中団地の部分につきましては、今度、市民の方からの御意見、あるいは議会からの提言もありました都計道の3・3・30号線、新芋窪街道でございますが、そちらの部分に、第七小学校の近くに停留所を設けるように今準備をしております。そのようなことで、今までの停留所と位置は違いますが、そちらのほうに朝晩ルートのほうは考えてございます。それと、市内の道路事情も新しい3・5・20号線の都計道が開通したこと等も今後は踏まえた中で、その部分についても新しい都計道が開通したときには、そちらを通るといふようなことも、この会議の中で既に決めさせていただいておりますので、そういったことも今後の一つの考えの中には会議のほうでは含まれているということでございます。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） ちょこバスの発足当時から、今部長が言われたように交通不便地域をなくすと。それから、高齢化が進んでくる中での市内の公共交通機関としてこのちょこバスができたわけですが、今回はこうしたルートの変更によって、不便地域をつくってしまったということだと思うんですね。だから、やはりそういう点から考えると、もう少しこまめな形でのルートをつくって不便地域をつくらないと。今回この陳情が出ているのが芝中住宅で、3本同じようなものが出ているわけですが、当然そうした不便地域をつくらないというちょこバスの趣旨から考えても、これはやはりどうなのかなというふうに思うんですが。

○建設環境部長（並木俊則君） まず、一つ目のより細かなルートという部分でございますが、先ほどからも御答弁申し上げておりますが、細かなルートにすることにより、当然のごとく1便について時間がかかるようなルートになる、イコール当然のごとく1日の運行回数が全体的に減ってきます。それがどういうことにつながるかと申しますと、本数が少ない、運行回数が少ないということで、1回に回る時間が相当かかるということになりますと、利用が大分低下するのではないかとというのが当然のごとく考えられるところでございまして、そうしますと私どもはコミュニティーバス、ちょこバスを運行するということが大前提で行っておりますので、その効果、効率が低下するようなルートというのはなるべく避けるべきだということで、当然のごとく交通事情で細い道は通れないわけでございますが、今回につきましては市全域をとらえたようなところで、公共交通会議のほうではこのような位置づけにしたということでございます。

それと、二つ目の新たな交通不便地域をつくったのではないかと、まあ芝中団地、蔵敷3丁目の地域のことでございますが、公共交通会議の中でも話されたことでございますが、芝中団地で限定させていただきますと、私どもが会議の中でいろいろ資料等出した中で、基本的には国の考え、あるいは国土交通省の考えの中では、交通空白不便地域といいますのは、一般的に鉄道駅——モノレールの駅を含めますが、そこから500メートルの部分、あるいは既存のバス停から300メートルの部分、これから離れる部分を交通空白地域というふうな形でとらえておりますので、それから申し上げますと当然モノレールの上北台駅がございまして、西武バスの路線バスのバス停もございまして、それから円を書きますと、なかなか芝中団地全体を交通空白地域ということで限定することというのは難しい部分がございます。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 今部長が言われたルート延ばすと時間がふえると、これは当然の話で、これが時間がふえたとしても不便地域を網羅していくということが——ゼロにするのか、それでも何本か走るのかというのはえらい違いですよ。だから、そういう点で言えばやはり時間がかかったとしても、そうした高齢化が進んでいるところには網羅すると。

それから、今部長が言ったモノレールが近いからということが、まあ今回の中では言っているわけではなくて、公共施設へのアクセスができてない、こうした地域だという点であるわけですよ。だからその点で言えば、近くにモノレールの駅があるからそれでこの部分は解消されたんだというのは当たらないんじゃないかと。その点では、先ほどちょこバスを運行するに当たっての不便地域をつくらない、そして高齢化の対策としてのちょこバスの目的というのが、今回のこの新しいルートでそれが網羅されているのかということとなると、やはり私は疑問に思うんですね。だから、その点が公共交通会議の中で十分な論議がされていたのかどうか。また、この点については明確な回答がなかなかないんですが、その点には私は非常に疑問に思っています。

○建設環境部長（並木俊則君） 先ほどから何回となく同じ答弁になって申しわけないんですが、この変更ルー

トもごらんになっていただくとわかるように、私どもは公共交通会議の中でも、現時点の条件として先ほど申し上げましたバス、市の所有3台、これを1日の時間の中で効率的に運行した場合の、やはりこのルートが1回回る時間、昼間になりますと1時間半になります。朝晩ルートでも1時間というこの回り方になりますので、最大限ルートを設定した場合、ここまでだろうということで、これですべてが網羅しているということは会議では、そういうふうなことでは決してなくですね、今後も会議の中でもいろいろな工夫を考えていくべきだ、あるいは新しい道路ができた場合には、またそこで考えるべきだというふうなところが常にございます。ですから、これですべてが解決をした、空白地域を解決するというようなルートではなく、今回いろいろな市民の方からの御意見、市議会からの提言を受けた中でこの拡大ルートとしては、現時点、条件の中ではこれが最高にできるところではないかというふうなとらえ方をしています。

それと、交通空白地域の解消ということでございますが、今回の場合については、市議会のほうからの提言もございましたが、芋窪地区への対応をしなきゃいけないという中で、新しい芋窪街道、都計道の3・3・30号線ができました。そうしますと、こちらのほうということと、それでも今回武蔵村山市のほうのMMシャトルをずっとお願いしてきたところですが、武蔵村山市のMMシャトルは旧の芋窪街道のほうは、どうしても乗り入れは不可能ということで、この2月から武蔵村山市のMMシャトルは新しい路線になっているわけですが、東大和市部分のほうには入ってこれないという結論に達しました。そういうこともこの2月にありましたので、東大和市の地域公共交通会議ではその部分を含めた中で、このルートを考え判断をされたということでございます。

以上でございます。

○委員（蜂須賀千雅君） 陳情の中にも、要するにこの組織ですね、自治会等の事前説明がなかったのではないかと、一方的に発表されて強い憤りを感じていますということが書いてあるんですけども、我々中間報告だったり、最終報告というものはいただいて私も見たんですけども、こういったものの公表というのは、実際どの程度行われていたのかをちょっと教えていただけますでしょうか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） それでは、平成19年の地域公共交通会議を発足させたところから説明させていただきます。

19年9月15日の市報によりまして、またちよこバス内へのポスターに、今後のちよこバスの運行の充実を図るために地域公共交通会議を立ち上げて検討します、ということ公表いたしました。それと同時に、市民の公募ということを図るために、これはちよこバスの中に掲出したビラの縮小版なんですけど、これの大きなもの、「東大和市地域公共交通会議の市民代表委員を募集します」というポスターを掲出いたしました。その後、会議を立ち上げ4回会議を開いた時点で、会議といたしまして中間報告をまとめました。その中間報告につきましては、平成20年4月1日にホームページに報告書の全文を掲載し、またちよこバスの車内に「ちよこバスのルート変更について（中間報告）」といったポスターを掲げ、「改善ルートの検討案について（中間報告）」としたチラシを、穴をあけてひもでとじて何部か置いておりました。これは持ち帰りできるようにという配慮で、こういったものを掲出させていただきました。

それから、報告書の冊子を都市計画課の窓口を初め公民館、市民センター、郷土博物館、図書館、あと湖畔集会所ですね、そういったところで閲覧できるように準備をいたしました。市報のほうは、原稿等間に合わなかったために、ちょっとおくれまして4月15日の市報で、こういったことを公表していますよというようなこと、またはホームページに全文掲載しているというようなこと等を市報で広報いたしましたところでございます。

4月1日のこの公表から、市民からの意見をいただいております、実際は5月下旬まで意見をいただいたという形で、その後第5回の交通会議を5月30日に開催しておりますので、そのときに利用者等からいただいた意見を交通会議の場で協議しております。

あと意見募集についてなんですが、担当課ではちょこバス運行にかかわる意見というのは常時受けておりますので、特に先ほどもこういった中間報告というものを出したときに、いつまでに意見を出してくださいというような言い方はしておりませんでした。しかし、最終報告に市のほうにいただいた意見を紹介しておりますけれども、そこでは件数として19件というふうになっておりますが、この意見は4月2日から5月19日までに寄せられた意見で、その後についてははところどころでどういうルートになるんですか、決まったんですかという問い合わせはありますが、それほどルートについての特に要望等は来てないということでございます。

それから、最終報告の公表になりますが、平成21年2月1日の市報で最終報告をまとめたことを広報させていただいております。同時にホームページに全文を掲載し、またちょこバスの中に最終報告をまとめましたということでポスターを出しました。ただ、このときにはいつから実施するということが決まっておらなかったもので、実施については未定ですというポスターを掲出しております。中間報告と同じように、この最終報告につきましても、市の施設で閲覧できるように備えておりました。

それから、その後庁内での検討が進みまして、ルート変更の決定を公表するというふうになったわけですが、それにつきましては、21年4月10日にホームページ及びちょこバス車内に、9月を目途にルート変更を行うように進めますということ、それとルート変更に関する説明会の開催日程ですね、それを掲出させていただきました。その同じ内容を、21年4月15日号の市報で広報したというような内容でございます。

あと公共交通会議につきましては、国のガイドラインにもありますが、公開として行っておりました。そのために会議予定等をホームページで、いつ、どこで、どういう議題の会議を持ちますというようなことをホームページにも掲載して進めてきたということでございます。

以上でございます。

○委員（蜂須賀千雅君） 先ほども言いましたけれども、知らなかったという方が多い。それから、説明会を行ったということなんですけれども、私もたしか自分の住んでいる近く、狭山公民館か何かであるというのが——ゴールデンウィーク前だったような気がしたんですけれども、行こうかなと思って手帳に書いた記憶があるんですけれども、皆さん、これ芝中の方が陳情で上がっているんですけれども、この方たちの近くで説明会をまずやったのかどうかということがあると思うんですが、あと説明会を例えば芝中のほうでやるにしても、当然ホームページだけだどうしても高齢化の方が多いので、やったか、やらないかということがまず一つと、それからどのようにこの方たちに、こういった説明会でわかっていただこうという努力をされたのかを、ちょっと教えていただけますか。

○建設環境部長（並木俊則君） 変更ルートの説明会につきましては、今課長のほうで話しましたように、市報、ホームページ等でお知らせした中で、この平成21年4月26、27、28日、3日間におきまして1日2回ずつ、合計6回、これについては説明会のお知らせをした中での説明会でございます。それと、芝中団地の管理組合、あるいは自治会のほうからも要請がございまして、芝中団地のほうにつきましては、4月28日夜に変更ルート等の御説明を申し上げたところでございます。

以上でございます。

○委員（蜂須賀千雅君） そうしたら、芝中団地の方々の参加人数だけ教えていただけますか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 28日夜開いた芝中分譲のほうの集会所で行ったところ、18名の方の参加をいただいております。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） 基本的に、この交通会議の中身の市民からの意見、正直言うと芝中団地からの意見というのが目立った形では出てないんですね。こういう会議、いわゆるバスルートの変更というのは、委員に——参加する参加しないは別にしても、要するに影響の出るところについては、やはりできるだけ多くの意見なり、また市としての変更の話というのは、私は早目にこういうものは事前に手を打つことが大事なんだろうと思いますね。そこが欠けるとこういう結果を招く。要するに、湖畔地域もそうですけれども、地域的な問題を取り上げるのはなかなかあれなんですけれども、正直言って湖畔地域もまさに空白地域にバスが走っているわけなんですけれども、1時間に1本ではなくて本数をふやしてほしいという意見もあるわけなんです。ですから、ある意味では今現在走っている中でも、また仲原についても一部は変更になっている。そういうところに対する配慮というものは、私は大事なんだろうと思うんですね。

これらをどう早目に、また意見を、まあ湖畔の地域は結構この意見の中にはかなり出ていますから、いわゆるなくなる地域に対するどういう形で意見を、またどういうふうにしたらいいかということも、私は会議として調べる必要がなかったのかということちょっと懸念するわけです。あくまでも、交通不便地域、高齢化率の高いところを中心にとということが基本にあるわけですので、今後そういう点はしっかりやっていただきたいと思うんですけれども、これらこの会議の中ではどこまでやられたのか。

それから、現実にこの会議を開くに当たっては、当然その地域がどういう形でちょこバスを利用しているかというのは、事前に調べられてこの会議に臨んでいるんだと思うんですけれども、それらのところはどういう形で交通会議の方々にはわかりやすい形で出したのか、出さなかったのか。当然ルート変更になるわけですから、利用している方が、また不便があってはならない、できるだけ不便を——ゼロにするというのはこれは非常に難しい。だけれども、不便さがあることをしっかり認識した上で会議が開かれたかどうかということ、ちょっとその辺お尋ねしたいんですけど。

○建設環境部長（並木俊則君） このたびの地域公共交通会議のほうでは、いろいろ論議の中で先ほどから何回も申し上げていますが、市域全体、市民全体を考えた中で検討していこうということが最初にございました。やはりほかの公共交通会議でもそういうような例がございまして、会議にあっては大局的な見地に立った中での協議を進めていこうというものが大前提にございました。こういうようなルートの変更で、いろいろな影響がある部分というのが当然わかりますので、やはりそうであるから会議の場では独自性を確保するということ、そこもございました。会議で2年間にわたって行ったわけですが、特定の地域に対しての広報や意見聴取は行わなかったということでございまして、当然これは新たにルートになるところ、またはルートがなくなるころ、どちらにもそういうような意見聴取等はしていませんし、特定の広報もしていません。そういうことで、独自性を持つということにしました。

先ほど課長のほうで説明しましたように、なるべく中間報告、最終報告を全域の中でお知らせするというような方策を会議のほうではとったところがございます。今尾崎委員がおっしゃるように、今後そのような会議の設置につきましては、今後の一つ課題かなというふうには思っております。ちょこバスの利用率、利用者については、当然会議の中で委員の方にデータを持ってきて、そのデータをお示したところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） もう1点忘れてはならないのは、こういう公共交通会議を開くに当たっては、ある意味ではまだこのほかに走っていない地域があるわけですね。そういう方々のことも考える必要があるんだろうと思うんですね。ですから、常にその辺の視点、市民の利便性をどう図るかというものと、もう一方、今現在バス路線が走っているわけですので、それらとのしっかりしたものを持ってやらないと、常にこういう問題というのがあるんだろうと思います。だから、独自性では私はなかなかそれは説明できないというか、なかなか難しいところが出てくるんだろうと思うんです。ですからある意味では、私が思うにはこの現状走っていたところの地域に対する配慮をしつつ、そのところをどうクリアしながら新しいルートを探すかというのが、私はこういう会議を開くには、こういうふうに1回走っちゃってる中では大事だと思います。

それとあわせて、今後の中で高齢化率が当時走っていたときより高まっている地域はどうすべきかということ、精査しながらやっていくということが大事だと思うんですね。ですから、その点がどうであったのかというのは言ってもあれなんでしょうけれども、その辺をどうされたのか。

それから、なくなる地域に対しては、速やかに説明というのは私は大事なんだろうと思うんですね。もう一つは、会議を開きながらも、なくなる地域に対する意見というものを、やはり私は注目しながら会議は開いていく必要が常にあるんだと思いますので、ここは外してはならないんだと思いますね。これ正直言って、もうこのルートは決まっていますので、この9月までに改正するわけですけども、今から変えられるのかどうかということはどうなんですか。その三つをちょっと。

○建設環境部長（並木俊則君） 一つ目の既存ルートへの配慮、あるいは市域全体の高齢化率等を考えた中でということ、まあ尾崎委員おっしゃるように、そういうことを全然この会議では考えていないということではなく、結果としてそういうふうな既存ルートの走らない部分というのも出たところでございますが、当然どの会議の時点でも、今後の会議の時点でも、こういったことは重要なものとして考えていかなきゃいけないというふうには思っていますし、また今後も思います。

2番目のなくなる地域についての説明、配慮というのも、先ほど申し上げましたが、今のお話の中でも当然これからのものについては尊重していかなければいけないし、それを重く受けとめるということでございます。

3番目の、この9月に予定してます変更ルートを今変更できるかというのは、冒頭にも申し上げましたが、9月に考えています変更ルートのどこかを変えるというのは、この時点では一切できません。変えるということは、もう一度すべて白紙に戻してゼロからスタートするというような形になります。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） まず1点、地域公共交通会議に参加された市民の方は、町名というか、地域はどことどこの人たちが参加されたのかということをちょっとお聞かせください。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 4名の方、それぞれ1名は狭山在住の方、それと芋窪の方、それから南街の方、それから新堀の方、以上でございます。

応募があった方たちがどこかというのは、応募のあった時点では知り得なくてですね、メンバーになってから通知を出すとか、そういうことで住所がわかって、このような形になっています。

○委員（関野杜成君） 応募時点で氏名だけで応募ができちゃうということなんですか。住所だ、電話番号だというのは、多分そういうのが必要だと思うんですけども、応募時点でどの地域であったのか。あとは、どうやって選んだのかというのを教えてください。

○委員長（中村庄一郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時 1分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 今回の市民委員の選定につきましては、先ほど説明させていただきましたように、公募をかけて作文を書いて応募していただきました。5名の方の応募があったわけですが、その時点で私たちは応募された方がどこに住んでいるのかわかりません。と申しますのは、市の選考委員会のほうで作文を審査しまして委員を選定いたします。選定した結果が、先ほど申し上げましたように、狭山、芋窪、南街、新堀の方だったということでございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） わかりました。その時点で、蔵敷だ、立野だというところは入っていなかったということで、先ほどもほかの委員も言われていましたが、やはり現状通っているルート、これ私は細かいこと、芝中に住んでますのでわかるんですが、ちょこバスが走ったことによって、既存の路線バスというのが大分減ってるんですよ。ここでまたちょこバスがなくなるということになってしまうと、先ほどから部長が答弁している交通不便地域というところになってくるのかなど。先ほど来高齢者率が云々だと言っていますけれども、結局ちょこバスを走らせたことによってバスが減ってしまった。そのバスの本数も廃止になっている路線もありますし、そういう意味で今後この芝中をどうしようと考えてこのルートをつくったのか、そういったことも考えながらこのルートをつくったのかというのが1点。

今の新しいルートを見ると、なぜ人が住んでいない芋窪5丁目の通り、中学校があったりというような形のところですけれども、なぜそこを通らせて、人が住んでいる芝中等をちょこっと迂回して通してあげようかなという考えが少しでもなかったのか。また、その委員の中から出てこなかったのか、ちょっとその2点、まず伺います。

○建設環境部長（並木俊則君） 今回の1番目の現在ちょこバスが芝中団地のほうは通っているということの中で、路線バス等の減につながったりという部分でございますが、この部分につきましても、当然私ども公共交通会議の中ではバス事業者として西武バスのほうからも2名、委員としてなっていて会議のほうにも参加していただいております。そのような当然のごとく、西武バスが走っているわけでございますので、こういうようなことも話がありました。その中で、今申し上げる部分というのはありませんが、バス事業者としては今後そういったことも変更ルートになった場合には考える部分ということで、当然とらえているというふうには思っております。

それと、新しい変更ルートで五中の近くということで、ルートを見ていただきますとわかりますように、朝晩ルートで新芋窪街道、3・3・30号線のほう朝と晩を通るようになりますが、これは1時間で回りたいということの通勤、通学の方の足を重点的に確保したいということがございまして、そうしますと新しい都計道を通るのが時間の確保になるということで考えたルートでございます。昼間のルートにつきましては、旧の芋窪街道を通るような形ということに今なっていますが、今後先ほども申し上げましたが、都計道3・5・20号線が七小の北の部分整備された時点では、またその時点でルートの変更を考えるということで、会議のほうでももう既にそれを提言しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時 6分 休憩

午前11時18分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（関野杜成君） るる今聞きましたが、先ほどの答弁の中でルートの変更を考えるというような答弁があったんですけども、今後どのスパンで考えていこうという考えをお持ちなのかというのが1点と、あと先ほど西武バスの方2名も一緒にこの交通会議のほうに来ていただいて、いろいろと話し合いをしたと。その最後の部分、ちょっと揚げ足とるような形ではないんですが、西武バスも今後そういったものを踏まえて運行していくんじゃないかととらえていると思っているというような発言があったんですが、これちょっと、この発言からすると西武バス任せなのか。西武バスは基本民間ですから、公共交通といえども赤字が出るような場所には路線を引くのかどうかということもあるんですが、実際西武バスとどの程度協議をして、どの程度話し合いをしてあるのかということをお聞かせください。

○建設環境部長（並木俊則君） まず1点目の、9月からこの変更ルート、新しいルートで走った後の件ということでございますが、当然9月何日からというのはまだ決定ができませんが、その後、このちょこバス、コミュニティバスについては、先ほど課長からもありましたように、いろんな御意見やお話が、まあ毎日運行してますので、いろんな形のものが私どもで情報として入ってきます。それについては当然市のほうにも直接来ますし、運行を委託してます西武バスにも来ます。で、場合によっては東大和警察署のほうで交通管理者としてのこともあります。

そういったものを常にいろいろな形で対応してるわけですが、やはり9月からこの変更ルートでやった場合に、また地域の方から、いろんな市民の方からいろんな形の御意見やお話があるというふうに思っておりますので、それはまだこの6月の時期にですね、9月から予定してる変更ルートがまだ走ってない中で、今から私がこうだと言えない部分はないんですが、変更ルートで走った場合には、やはり今もそうですが、ちょこバスを走らせている限り、運行している限り、いろんなお話、御意見が来ますので、それは次に結びつけていくためのことだというふうに思っているということで、先ほどお話をさせていただいたところでございます。

それと、西武バスの部分ですが、先ほどちょっとはつきり言えない部分があって、あいまいだった部分あるかもしれませんが、公共交通会議のほうでは、事業者として西武バスの方に入ってもらってます。それと、西武バスの労働組合のほうの方ということで2名ということでございますが、その会議の中では具体的に話というのは、芝中団地の路線バスの云々というのは出てございません。先ほど話した部分につきましては、このちょこバスを運行委託してますのは西武バスでございますし、芝中団地のバス停のほうは西武バスが運行してるわけございまして、先ほど申し上げましたのは、そういった日々のバス事業者と私どもの話の中で、今後9月の変更ルートをした中でいろんな話がまた出てくるんじゃないかということをおし上げた次第でございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） るる聞きましたが、ちょっと私、資料として交通問題対策調査特別委員会——議会が市のほうに提言として出した報告書なんですが、正直この報告書は読んでいただいているのかどうかという

ころが、今の答弁を聞いている限りちょっと疑問に思う部分はやはりありますね。内容としては、ニーズの調査をしっかりと見直しするに当たってはということも議会としてやはり言っていますし、財政面に対しても軽減を図るべきというようなお話もしてありますし、先ほど市内を一周というか、そういった形とってはありますが、議会でも8の字に変えてみたり、2つのグループに分けてというような提案をしていたんですが、そこら辺に関してはどうのような話し合いがされたのかというのが1点。

もう1点なんですけれども、今回この陳情者、話によると市長といろいろお話をしたというようなことも聞いてはいるんですけれども、その点について何か、どういったお話があったのかというのがわかれば教えてください。

まずはその2点、お願いします。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 私のほうからは、運行の8の字——交通問題対策調査特別委員会からの提言の中にある、市内をくまなく回るためには8の字運行等も必要ではないかといったことをどう検討したかについてでございますが、中間報告の第2案の中には、市域を東西に分けた形で運行するような案も出ささせていただいております。そういった案に対しまして、この8の字にした場合には、一本一本のルートがそれぞれ今と同じぐらいの距離があることとあわせて、今までは一度乗れば目的地に何分かかかって着けるわけですが、今度はその時間が長くなる、または乗りかえなくてはいけない、直接目的地に行けないというようなことがあります。この中間報告を公表した時点で、いただいた意見の中にもそれはいかがなものかというような御意見もいただいております。

そういったようなことから、今までと同じようなぐるっと回る循環のものの方がいいのではないかとことでまとまっていったという経緯がございます。

以上でございます。

○建設環境部長（並木俊則君） もう一つのほうの、今回ここで陳情されてます団体の方に市長のほうはお会いしております。これにつきましては、市長のほうにも同じ内容の要望が市長あてに来ておりまして、それで市長のほうは面会をしております。

その中で、内容をお聞きした上でですね、市長のほうは、まあ今回変更ルートについては先ほどからお話してありますように、9月でいくということで当然のごとく、既に1,000万円からのバス停等の関係の工事費用を3月議会で予算を議決していただいております。それで私どもは今準備に入るところでございます。国、東京都、警視庁、そういう各関係機関と、バス停と路線ともう協議が整いつつありまして、9月の変更に向けて運行をするような形をとっております。そのようなお話の中で、この9月からの変更ルートについてはこのまま市としては運行したいと。その後、今回のこの芝中団地の皆様からの要望については重く受けとめ、その後のルート変更等については重く受けとめた中で考えていきたいというのが市長のほうからお話したところでございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 1点目、調査報告についてはわかりました。

2点目、ちょっと私もまた聞きなんでわかんないんですが、当日は市長と並木さんもいたというような話を伺っているんですが、陳情に行かれた方が聞いたというか、感じたのかどうかわかりませんが、市長が変えるだったり変更するということを要望しにいった市民に伝えたというような話があるんですが、その確認を——ちょっと聞いてよろしいですか。

○建設環境部長（並木俊則君） 今申し上げましたように、あくまでも9月に予定しています変更ルートはこの段階まで来てまして、そのままいくと。その後ですね、市長のお考えは、まあ時期というのは明言は一切いたしておりませんが、時期を見て一定期間を——検証しなければいけませんので、変更ルートをやっつてすぐにいろんな結果が出るということじゃございませんので、期間は一切申し上げてませんが、市長の考えとしては一定期間を置き、適時いろんな検証をした中で、芝中団地の皆様からの要望は当然のごとく今後考えていきたいという、そういうふうな旨を市長のほうはお伝えしたところでございます。

以上です。

○委員（関野杜成君） わかりました。現状のこの変える変えられないというのは、9月から始まるんでもうあれなんです、もしここで9月——その後1年なのか2年なのかわかりませんが、変更するに当たって、この七小——3・3・30号線から芝中に入るルートだったり、中砂橋のほうから芝中に入って行くルート、このルートというのは変更は現状可能なかどうか。バスを通すという部分でどのようなことを考えているか。

○建設環境部長（並木俊則君） 先ほども全体の中のお話ということでさせていただいたんですが、当然変更ルートを9月に運行してからですね、数日でいろんなことがわかる部分と、数カ月かかる部分と、数年かかる部分と、いろいろなことであります。平成15年2月に運行を開始して約5年以上たってきたわけですが、6年目に入ってるところでございますが、そういった中で、今でもいろんなお話が現行ルートでもございます。

そういったことも、当然9月以降のことを踏まえまして、今関野委員がおっしゃったような七小の東側から芝中のほうへ入るとかという部分も、既にいろんなところからお話も伺っています。私どもは常にそういったことを踏まえて、いろんな機関からのお話も踏まえて次のことに結びつけるようなということで市のほうは考えておりますが、いずれにしましても、今国が事業の認可をするに当たっては、市の考えではなく地域公共交通会議を設置し、そこで決めたものを認可の対象としますので、いずれにしても、次のことについても公共交通会議を設置してやらなければ、イコール認可等に結びつかないということは変わりません。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 3本の陳情、それぞれ趣旨が少しずつ違うわけですがけれども、その理由の中で問題となっているのが、住民が4月15日の市報で初めて知ったということと、先ほど来からもいろいろ発言がありましてけれども、廃止路線になる地域住民に対する事前説明がなかったというふうな訴えがありました。

中間報告を見せていただくと、この中で芝中のルートがなくなることについての意見が全く見受けられないんですよ。なぜかなと思いましたが、まあホームページをごらんになれる方——なれない方もいらっしゃるだろうとは思いますが、バスの中に張られたのはこの中間報告の第1案、第2案を張られたわけですよ。この案を見て、すぐに芝中のルートがなくなるってぱっと気づく人ってあんまりいらっしゃらないんじゃないかなという感じがしたんですね。

そういう意味では、先ほど特定の地域に対して意見を求めたりはしなかったという、会議の独自性のためにというふうにおっしゃいましたけれども、新規で立ち上げる場合でしたらば、会議の独自性というのは求められてもいいかとは思いますが、既にあるものをある部分廃止するわけですよ。その廃止するについては、先ほど御意見もありましたけれども、早目にきちんと対応をする必要があったのではないかなというふうには思いますが、その点についてお伺いをしたいのと、それから芝中のバス停3カ所あります。その近辺も含めて乗降人口といいますか、乗車率といいますか、利用率というのかな、それがわかったら教えていただきたいと思えます。

それから4月15日号の市報最終報告の後開催された説明会があるわけですが、蔵敷公民館でもなさっていらっしゃるわけですが、それらについての参加人数と意見の内容を教えてください。

一度に言いますが、いいでしょうか。

それから最終報告書の9ページに——(2)の②です。「都市計画道路3・5・20号線について」というところで、芝中団地を通行するルートを変更したと。3・3・30号線にルートをとるように変更して、芝中団地周辺地区に対するサービスの回復を図るといふような文言がございますが、このルートいつ開通するのか、それを伺いたいと思います。そうすると、芝中のサービス回復はそれによって図れるのかもしれませんが、今度それをしたことによって、先ほどありました——余り人が住んでいないとおっしゃいましたが、これは七小でしょうかね、ここの部分が抜けてしまうわけですね。ここにも当然新しくバス停をつくられるわけですから、この部分の人に対してはどのような説明をされるつもりなのか、いつごろなのかということも含めて教えていただきたいと思います。

それともう一点、最終報告書の10ページにあります「コミュニティーバス事業の今後について」というところの(1)の②です。「高齢社会への対応について」というところの部分で、先ほど陳情理由の中にもありました、御高齢の方が多くて、医療機関に通っていらっしゃる方が多いというふうなことも書いてございました。これがなくなると、結局医療機関に今までに行っていたところを変えなければいけないというふうな形になることも出てくるというふうにも考えられますので、その辺について、高齢社会への対応という中で、福祉タクシー等の別の手段の研究が必要であるというふうな書かれ方になっておりますが、これらについてどのような検討をされたのか伺いたいと思います。

○建設環境部長（並木俊則君） 5つの御質疑をいただいたということで、私のほうからは、バス停のほうの利用率と説明会の人数等は課長のほうからお話しさせていただくということで、まず1つ目の会議のほうは、独自性を持って大局的な見地からということで、長瀬委員おっしゃるように、私ども冒頭にも申し上げましたが、会議ではそういうふうなことで進めてきたところがございます。今回、15年2月に運行をスタートして初めての変更ルートというふうにこのちょこバスはなります。今後事業継続を長くしていくに当たり、施策としては続くということを前提の上での話でございますが、今回初めて公共交通会議でいろいろな議論の中で最終報告までなって、それを市が受けて変更ルートを9月からというふうな流れでございますが、今回のことをいろいろ踏まえまして、次のときにはいろんな角度で反映していきたいというのが今の考えでございます。

それと、3・5・20号線の開通の時期云々ということでございますが、3・5・20号線、都市計画道路の用地買収、整備についても私の部の担当でございまして、具体的には現在御案内のように西側の部分から用地買収を行っておりまして、整備が一部分終わっているところでございますが、そちらの都計道の部分については、事業認可が平成24年度まで今いただいております。ただまだかなりの部分が用地買収が残っておりまして、おおむね平成24年度までに終わる部分は西側から旧の芋窪街道、四ツ街道の交差点という部分がありますが、そこまでが一応おおむね終わらせたいというふうには考えているところでございます。

そうしますと、七小の北側の部分の3・5・20号線、ちょこバスが開通のときには通るといふ部分でございますが、年度でいきますと、はっきり申し上げる部分はまだ事業認可のことがありますんで言えませんが、平成25年度以降になってしまうというような目標に今してるところでございます。

それと、最後の御質疑でございました高齢者への対応ということで、福祉タクシー云々とございます。市のほうの施策の中で今後このような公共交通会議での部分で提言もありますし、市の施策として福祉タクシー、

そのような形の事業ということは今後市の内部で検討されるというふうな形になると思います。

以上でございます。

○都市計画課長（内藤峰雄君） それでは、私のほうからはバス停の乗降率というんですか、説明させていただきます。

今までちよこバスの乗降の調査を行ったのが平成15年と平成17年のOD調査になりますので、その結果に基づいて説明させていただきます。

平成15年は、10月5日と10月7日——10月5日は日曜日でございますが、平日と日曜日ということで調査を行いまして、2日間の合計で申し上げますと、これどのお伝えしたらどの程度違うかということがわかるのかなと思うんですが、多い順ということになりますと、起終点である上北台駅が率といたしまして25.5%の利用があるという数字が出ます。芝中中央につきましては2.2%、芝中団地北につきましては1.1%、芝中団地入口につきましては0.2%という数字になります。

それから平成17年につきましては、同じく一番多いのは上北台で25.6%、芝中中央につきましては2.1%、芝中団地北につきましては1.4%、芝中団地入口につきましては0.3%という数字でございます。

続きまして、説明会への参加者と意見ということでございますが、説明会を開いた順に人数を申し上げます。

最初に4月26日、こちらは午前と午後、市役所の会議棟で行いました。1回目の午前中は参加者10名、2回目は午後6時から7時まで行いましたが、参加者は1名でした。4月27日午前中、桜が丘市民センターでは17名、午後、新堀地区会館では22名。28日午前中、狭山公民館では18名、午後の蔵敷公民館では12名。それから先ほども申し上げましたが、夜の芝中団地では18名、合計98名の参加をいただいたという内容でございました。

それからそのときの意見ということでございますが、重複しているようなものがありますので、ざっと説明させていただきますけれども、武蔵大和駅着の電車時刻に合わせてバスを運行できないかといった御意見がありました。これはその後要望にもつながっているんですが、時刻表でいいますとちょうど同じ時刻が設定されているために、バスがおくれている場合には乗れるということらしいんですが、定時に運行されていると乗れないということで、そういったことの調整ができないかといったような御意見がありました。

あと、ちよこバスのバス停を東大和市駅のロータリーまで——ロータリー近くというんですかね、できれば駅に入ってもらえないかといったような御意見ですね。

それから桜が丘では、具体的にバス停がどこにできるんですかというような御質問がありました。ただ説明会を開いた時点では、まだバス停の位置が決まっていないために、大体この辺を考えてるというようなことを説明させていただいております。

それとあわせて、説明会を行うのにバス停の位置が決まっていなかったり、時刻が決まっていなくて行くことはいかがかという御意見がありました。ただこれにつきましては、バス停の位置決定には、いまだに警視庁と協議したり、周辺の方たちにお願いに上がったというようなことをやっているような状況で、非常に1カ所バス停を決めるというのも苦労があるものでして、その辺が決まるのに多少時間がかかるということで御理解をいただいております。

あとルート廃止に伴う地域の方たち、その周辺に住んでいる方たちが困るのではないかという意見がございました。それにつきましては、地域公共交通会議では市域全体のことを考えて、公共交通空白地域を解消する目的で行っている結果で整ったものだというを説明させていただきました。

あと他市のコミュニティーバスということで、武蔵村山市のMMシャトルとの連携がどうなったのかという

質問もありましたが、先ほど説明させていただいたように、連携をとることは実現しなかったということをお話しいたしました。

あと現在運行している西武の循環バス、南の循環バスでございますが、その今後はというようなこともありましたけれども、そちらは西武バスからは特にどうするという事は聞いていないということをお伝えしました。

それから今回の変更で市の赤字は改善されるのかという質問もいただいております。これは最終報告にも記載してございますが、大型施設とか駅近くを運行することで利便性が高まるというプラス要因よりも、運行回数が減るといふことのほうがマイナスとして大きく出るのではないかと今のところ予測をしております、報告書の記載にあるとおり、年間では300万円程度の赤字がふえるのではないかと予測をしているということをお伝えいたしました。

似たような質問もありますが、ちょっと省略させていただきますが、運賃改訂についても質問がございましたが、それについては100円均一を継続するという事をお答えしました。

大体以上のような概要でございます。

○委員（長瀬りつ君） そうしますと、この3・5・20号線の開通は、平成25年度以降で未定だということですよ。それと高齢者への対応として、福祉タクシー等の研究ということも、今後市内部で検討されるだろうということで、そうすると芝中の不便になったところに対するサービスの回復というのは、今のところめどは立たないという状況にあるという理解でよろしいでしょうか。

それと先ほどいろいろな意見があって、全市的な視点で交通空白地域を解消するんだという理由をおっしゃってるわけですが、その理由を説明してどこまで御理解が得られるというふうに考えていらっしゃるのか。こういうふうですからといって説明して終わりなのではなくて、その理由でどこまで理解が得られるものなのかということについてはお考えはあるのでしょうか。

○建設環境部長（並木俊則君） 3・5・20号線の開通の云々となりますと、25年度以降ということでもかなり先ということで、先ほどもお話ししましたが、まだ変更ルートで走っていないわけですし、9月以降走った中でいろんな検証ができるというふうに思っていますので、目途はいつというのが申し上げられないという部分は先ほどと重複しますが、そういったものを含めて、いずれにしても市で簡単に変更できるというようなバスではございませんので、国の認可というのがあくまでも必要という事業でございますので、何年度にどうか何年後にどうというのは現時点ではまだ申し上げる段階ではないかなと。

今後変更ルートを運行した中で半年たち、あるいは1年たちという中で、いろんな御意見、御要望等がまた出るとお思いますので、そういったことを踏まえて考えていく案件だというふうに思っております。

それと全市的ということで、まあ全域的なことを考えてということで、それで理解をどこまで考えたのかということでございますが、先ほどもお話しさせていただきましたが、この変更ルートですべてを網羅して、すべてを解決するというのは、これは難しいことございまして、先ほど申し上げましたように、バスを3台で現行と同じ台数で拡大ルートとしますと、やはり本数が減って、時間がかかって、回れない地域というのは当然出てくるわけございまして、これも今後の課題というふうになりますが、公共交通会議の中でもいろいろ論議ありましたが、今後についてはより効率的、効果的にやる部分については台数等も当然考えなきゃいけないし、数年後にはバスの買いかえも考えていかなきゃいけない部分もございまして、そういった中できめ細やかなバスを運行するという事は、道路事情からいってもなかなか難しいんですが、この変更ルートを踏ま

えてまたいろいろ考えていきたいというのが私どもの考えでございます。

以上でございます。

○委員（押本 修君） 先ほども建設環境部長のほうから少し触れられてましたけども、3月の定例会でバス停、停留所に関する整備ということで補正予算を議決させていただきました。その後今日に至るまで、9月からの変更ルートでスタートということに向けて、現状どんな形で既に整備が進んでいるのかということについて御説明をいただきたいと思います。例えば当然警察の関係ですね、それから道路管理者等、また認可関係がある国土交通省などとの協議とか、その辺の進捗状況を御説明お願いいたします。

ごめんなさい、それからあとバス停ですね、今まで通っていないところにバスを置いて何か計測をしてるところを私見かけたんですけども、バス停の整備がどの辺まで進んでいるのか、その辺も含めて説明をお願いいたします。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 今年度第1回定例会で補正予算を議決いただきましたので、そこからスタートし、9月の運行開始を目指して努力しているところでございます。その中で、やってみて今事務方として一番大変になっているのは、今押本委員からも御質疑いただきましたように、バス停の位置の決定でございます。これにつきましては交通管理者の意見が大分強くて、基準に合わないところでは、市がここに設置したいというようなことで案を持っていても、なかなか協議に乗ってもらえません。

と申しますのは、ちょこバスは、導入当初こまめにバス停を置こうということで、大体200メートルから300メートル間隔で計画をし、ほぼその距離で設置をしていっております。今回新しくルートに加わるところにつきましてもそのような考えで案をつくり、私たちが見たところ設置可能ではないかというようなところで図面まで起こして警視庁に協議にいくわけですが、警視庁からですね、本庁と東大和署両方から実査に来ていただきまして、そこでいろいろ検討したところ、交差点の近くであるとか横断歩道に近いといったようなこと、また道路がカーブしているというようなところにつきましては設置が難しいというようなことがございます。また警視庁のほうで、この辺であればいいだろうといったようなところにつきましても、隣接する方の意向に沿わないというようなことで、もう一度協議をやり直すというようなことを今繰り返しているところでございます。ただ大分収束してきておりますので、何とか9月の運行に向けて頑張りたいというふうに努力しているところでございます。

また国等の認可でございますが、このバス停の位置、警視庁との協議が完全に整わないとルート申請、変更申請ができないということがございまして、今その作業を進めてるということになります。

また既存の路線バス、立川バスであったり、都バスであったり、西武バスと同じところに共同で設けさせていただくということも生じてまいります。それにつきましてもそれぞれ協議が必要になります。自治体によっては、100円の均一料金でやっているコミュニティーバスと対キロ制をとっている路線バスとのバス停を共同で使うことは認めないというところもありました。まあ自治体によってというか、路線バスを運行している会社によってはですね。ですけど、そういうことがないように、利用者のことを考えれば同じところのほうが利用しやすいということがございますので、そのような方向で協議をさせてもらうように今努力しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時55分 休憩

午後12時22分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

○委員（関野杜成君） 私関野杜成は、悔しいですが、不採択という立場で討論をいたします。

現状のこのちょこバスルート変更に対して、9月からということになっておりますので、先ほど質疑をした限りでは現状9月からは無理であろうというところで不採択としました。

しかし、各委員が質疑応答の中では、市長並びに部長も今後ルートの変更を考えていくと。芝中の交通不便地域については何らかの対応を考えていく——その言葉を信用して、今後しっかりと芝中に対する交通不便地域、まあ公共交通をしっかりと設置することを望みながら、不採択というような討論とさせていただきます。

○委員（長瀬りつ君） るる審議の中で、現状のこのルートの変更ということは不可能であるという状態の中で、もろ手を挙げてこれら陳情について賛成をするというわけではございませんけれども、ただ公共交通会議で決められたものが変更がきかない、白紙に戻さなければ変更がきかないという状況はわかっていたわけですから、それらについては廃止路線となるところについての手続について配慮が足りなかったということも含め、今後をかんがみて、まあ手続に多少不備がありましたので、その辺を考えまして、この陳情には賛成としたいというふうに思います。

○委員長（中村庄一郎君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

21第1号陳情 ちょこバス運行ルート変更に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中村庄一郎君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（中村庄一郎君） 21第2号陳情 芝中住宅を通るちょこバスルート存続に関する陳情、本件は、先ほど不採択と決しました21第1号陳情と趣旨が同じであります。

よって、本件はみなし不採択と決します。

○委員長（中村庄一郎君） 続きまして、21第3号陳情 ちょこバス運行経路修正に関する陳情、本件は、先ほど先ほど不採択と決しました21第1号陳情と趣旨が同じであります。

よって、本件はみなし不採択と決します。

○委員長（中村庄一郎君） 次に、21第4号陳情 平成19年9月議会で採択された『都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する陳情』の進捗に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いただきます。

○議会事務局次長（桜井輝幸君） 21第4号陳情 平成19年9月議会で採択された『都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する陳情』の進捗に関する陳情

○委員長（中村庄一郎君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（蜂須賀千雅君） 1点だけ。

平成19年9月で採択されたということで、進捗に関する陳情ということですので、わかりやすく進捗状況を教えていただけますでしょうか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 委員長、済みません、説明に必要な資料といたしまして現況図を用意させていただきましたので、配付させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（中村庄一郎君） これより配付させますので、よろしくお願ひします。

暫時休憩いたします。

午後12時30分 休憩

午後12時32分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長（内藤峰雄君） それでは、陳情要旨の順番に沿いまして現在の状況を説明させていただきます。

初めに、1番の東砂公園の事業化についてでございますが、この東砂公園は、市の基本計画では事業の計画に上がっておりません。また東京都や区市町で策定いたしました都市計画公園緑地の整備方針におきましても、重点公園・緑地というものに選定されていない状況でございます。

また今お配りさせていただきましたように、住宅地図に今回の東砂公園の区域と空堀川の都市計画河川の線形を落としてございますが、この中で開発等が進んでおりまして、このように多くの戸建て住宅が建っている中で、市が単独で事業を起すということが非常に困難であるという状況でございます。

続きまして、陳情要旨2番目の親水公園とするために東京都に働きかけてくださいという内容でございます。

この件につきましては、東京都と調整を行ったところ、計画河川の外側に相当規模の用地が市で確保されているとか、あらかじめそのような用地確保がされていれば親水護岸としての設計に生かすことは可能ですけれども、現在東京都が進めております河川事業の中で、タイミングを合わせて親水護岸の築造をするということは非常に難しいということございました。

続きまして、3番の、お配りいたしました図面では、真ん中よりも右側になる部分でございます。

都市計画河川が整備されることによりまして、弓なりになる旧河川の部分についてでございますが、こちらの親水化をということでございます。ここにつきましては、現在東京都と市も参加いたしまして、旧河川の利活用についてどのようにしていこうかという調整会議等を立ち上げたところでございます。市からは緑道として整備をしてほしいということ要望しておりますけれども、今後その会議の中で具体的に調整がされていくという状況でございます。まだ方針等は出ておりません。

以上でございます。

○委員（蜂須賀千雅君） 済みません、1点だけ。

都市計画の結果、重点公園になってないというお話があったと思うんですが、そこをもうちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 平成18年3月に都や区市町で都市計画公園緑地の整備方針というのを策定いたしました。この方針は、おおむね平成27年までに優先的に整備に着手する予定の公園をそのときには重点公園・緑地というふうに変定しております。その中で、公園はかなり大規模なものがございまして、重点的に整備する公園を選定し、なおかつその公園の中でも優先的に整備する区域というのを定めてございまして、そういった区域に設定していることが、今後都市計画公園の事業認可を受けていく上での条件になるといったようなことになっております。

その方針に位置づいている市内の公園でございますが、現在区画整理事業を行っております立野地区の中の立野公園と立野東公園、それと東大和狭山緑地、この三つの公園・緑地が市の事業として位置づいているものでございます。東京都事業で位置づいている公園が東大和緑地、まあ開園の名称では東大和公園というふうになっておりますが、市内では現在のところこの四つの公園ということになっております。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 陳情の理由の中に、10月31日、市長と陳情者との懇談ということが書いてございますが、この市長と陳情者との懇談の記録をお話し願えますか。力強い回答をちょうだいしたというふうに書いてありますので。

○委員長（中村庄一郎君） 暫時休憩いたします。

午後12時38分 休憩

午後12時38分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設環境部長（並木俊則君） 陳情理由の中にごございます平成19年10月31日の市長との懇談の場というところの部分でございますが、この陳情にごございます、19年のときに陳情が出されて、その内容の1番、2番、3番の中で、市長のほうでは、市としてできる部分は、当然時期の問題もございまして、やれる部分については進めていきたいというようなことで市長がお答えしたというふうに認識をしております。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） この9月の陳情が採択された後、私は東京都の河川局に行って、恐らく意見書も東京都に届いていたんですけども、その意見書が市から何の解説もなく、意見書のみぽんと送られてきたというふうなことは言うておりましたが、東京都としては、川は都がやりますけども、そのほか都市計画公園は市がやると。この親水公園の場所についても民地がありますから、市が早急に計画をしないと、設計は来年都がしますからという話でね。で、親水公園についても都は大変重要だというふうに考えているし、いいものをつくりたいので、計画があれば広げることができますよというふうな東京都のお答えをいただいているわけですよ。市長は、市としてできる部分はやりたいというふうに陳情者に答えられましたけれども、結果的にじゃあ陳情内容に対する具体的な取り組みとしてはどのようなことをされたのか伺いたいと思います。

○建設環境部長（並木俊則君） まず最初に、意見書を提出されたのは市ではなくて市議会のほうで出されたと

ということになると思いますが、私ども市のほうは、当然空堀川の整備事業を今進めてるところでございますので、そういった内容で東京都の担当のほうと逐次いろんな調整をしているのが現段階でございます。

その中で、具体的に陳情が採択された以後、現在の状況でございますが、図面のほうを見ていただきまして、市有地という部分が網をかけてございます。御案内のように、西側の四角い正方形に似た部分については弓道場ということで今使用されております。東側の南北の細長い部分、これについての市有地でございますが、護岸工事——空堀川の整備事業が終了した時点で、それと時期を同じくして、この市有地を何か公園として活用できないかなというふうなことを今建設環境部内部で検討しております。有効利用というふうな形になります。それが1つ。

それと、先ほど課長のほうからも話がありましたが、整備事業が終わりまして新しい河川になりますと、旧河川の部分が全体で6カ所出てきます。この6カ所の部分につきまして、先ほど課長から話しましたように検討に入っております、当然のごとく都の財産でございますので、都庁の内部では財産のことで各局調整がございますし、整備を当然私ども市としては東京都にさせていただいて、何らかの形で残していきたいというふうに思っておりますので、その辺の調整をここで入りまして、既に3回ほど打ち合わせを持っておりますが、打ち合わせの会議の場でなくても、いろんな調整を今整備事業に伴いまして話を進めているということで、それらの部分が現在進められている部分というふうになります。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 市の考えとしては、具体的には東京都と3回ほど調整はしていると、いろいろなことについてということですよ。（「旧川」と呼ぶ者あり）旧川については3回ほど調整をされているということですね。親水公園については難しいと。民地があって難しい。で、こっち側のこの空堀川の北側にある細長い市有地をどう活用しようかというのを今考えている状況だということですよ。

それと、この旧河川については、陳情では親水化というふうな書き方になっているわけですが、市は緑道として要望をしているということで、方針が出てないというふうにおっしゃいましたが、これらについて市民の意見を聞くとか、そういう場所を設けるとか、そういうお考えはないのでしょうか。

○建設環境部長（並木俊則君） 旧川のほうにつきましては、先ほどお話ししましたように3回ほど打ち合わせを持ってしまして、逐次いろんな進捗状況によって話をしているところなんです、市のほうとしては、緑地、公園等という考えは管理上のこともございまして、そういうふうなことも一つにはあるよということで、まだまだ結論が出るまでに大分時間がかかる事業でございまして、まだ緒についたばかりということで、今長瀬委員おっしゃるように、今後東京都との話し合いの中でも、市民の方の意見あるいは関係する団体の方の意見等、違う場ではお聞きしている部分は多々あるんですが、このことについてどうしていくかということも当然のごとくその打ち合わせ、検討の中で話し合っておりますので、今後の課題になってるということでございます。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） この公園そのものが、私は大変重要な位置づけがされているとは思ってますよ。そうした中で、市長自身がこの陳情者との関係の中においても、その必要性をやはり認めているわけですから何らかのアクションがなかなかとれてなかったという点は大変私も問題があるとは思っています。

そういう点で、今残っているところがこの斜線の部分だけしかないという点では、この市長と陳情者との関係で、何か陳情者のほうとしても非常に不満が残るという状況じゃないかと思うんです。こういう市長との懇談の中での話で、やはり前向きに力強く回答をというようなことが言われてることに対しても、私は非常に

不誠実な態度じゃないかなと。その後の具体的なアクションというのがとれているわけじゃないですからね。その点では、やはり19年に議会としても全会一致で採択された——これを真摯に受けとめていないというところでは、私は問題があると思っています。この点については、議会が一致して採択したのに対して、その後市側のほうではその辺の真摯な態度というのが見られないんですが、これについてはどうでしょうか。

○建設環境部長（並木俊則君） 図面にも示したような状況でございますので、大変用地買収に移るにしても困難さがある事業というふうに認識しています。

このような中で、何もしていかないということではなくて、私のほうで今お話をさせていただきました部分的に持っている市有地の活用、あるいは今後生み出される旧川の部分をいかに市民の方に利用していただいて、環境のよい場所を提供するかということを考えてるところでございます。今の状況の中でできる限りのことを努めていきたいということの発言で、市長のほうから、私どもは今の中で努力をするようにということを受けているところでございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） ちょっと前段の委員と同じになっちゃうんで、簡単な質問をします。

実際、19年9月で議会としても全会一致で採択しましたが、市としてはこれやる気があるんですか、ないんですか。それだけ聞きます。

○建設環境部長（並木俊則君） 先ほどの話と重複する部分があるかもしれませんが、あくまでもこの図面でいきます——昭和36年になりますが、都市計画決定をしたのがこの大きな黒い丸の区域でございまして、これが東砂公園の都市計画決定ということでございます。市のほうとしましては、まだ当然のごとく用地買収が事業化されたことではありませんので、事業の認可を国、都から受けるような段階でございませぬ。

ただ都市計画決定をされている東砂公園でございまして、今後この事業をやめるとかなくしてしまうとかではなく、現在はある土地を、生み出される用地を積極的に活用していきたいということで、将来的には当然都市計画決定されてるわけですから、事業に結びつけていきたいというのが考えでございます。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午後12時51分 休憩

午後12時58分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（蜂須賀千雅君） この際、動議を提出いたします。

本件につきましては討論を省略し、陳情者の趣旨に沿うように努力されることをお願いし、趣旨採択として直ちに採択されることを望みます。委員長においてよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長（中村庄一郎君） ただいま蜂須賀委員から、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

21第4号陳情 平成19年9月議会で採択された『都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する陳情』の進捗に関する陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

お諮りいたします。

ただいま趣旨採択と決しました本陳情につきましては、委員会として意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（中村庄一郎君） これをもって平成21年第5回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午後 1時 1分 散会